



U字溝吊クランプ (オート内張型)

BUC1000A

取扱説明書

- この取扱説明書は、クランプの基本的なご使用方法および扱い方について説明しております。ご使用前によくお読み頂き、安全作業のため使用上の注意を守って正しくお使い下さい。

 **SUPER TOOL**

スーパークランプのご使用について

このたびはスーパークランプをお買い上げ頂きまして誠にありがとうございます。スーパークランプは、コンクリート二次製品の運搬施工用として開発された省力吊具です。

正しいご使用のお願い

作業の安全と能率を高めるため、本書の取り扱い要領を充分にご理解頂いた上で、安全にご使用下さいますようお願い致します。

最高の能率と経済性

細かい点にまで配慮されたスーパークランプの持つ高度な機能と合理性および用途の広さは最高の能率と経済性を発揮します。

安全性には格別の配慮

特に安全面については、最大容量の3倍(または2倍)の荷重による引張試験など、十分な安全性を求めるとともに製品個々に製造番号を付記するなど、格別な配慮を致しております。

「生産物賠償責任保険」付き

スーパークランプは万が一に備え通常の使用条件の下で品質上の欠陥により発生した損害に対し、総額「最高5億円」のお支払いのできる「生産物賠償責任保険」に加入致しております。ただし故意・使用法の誤り(不安全行為)・クランプの消耗により発生した損害は補償の対象となりませんので、ご注意ください。なお、本クランプに添付されている生産物賠償責任保険登録書(返信はがき)に所定の項目を記入の上、必ずクランプご使用前に郵便ポストへ投函して下さい。(日本国内のみ有効です。)

安全上のご注意

玉掛け用クランプをご使用になる前に、必ずお読みください。

玉掛け用クランプ（以下、クランプという）の使い方を誤ると、吊り荷の落下などの危険な状態になります。

ご使用前に、必ずこの取扱説明書を熟読し、正しくお使い下さい。

クランプを購入され使用される事業主はもとより、作業される方に『クレーン等安全規則』『玉掛け用クランプの作業マニュアル』『貴社の作業基準』などを教育し、作業される方が、クランプの知識・安全の情報・そして注意事項の全てについて習熟されたことを確認の上、作業に従事させて下さい。

この取扱説明書に使用する注意事項を下記『危険』『注意』の2つに区分しています。



危険

取り扱いを誤った場合に、危険な状態が起こりえて、死亡または重傷を受ける可能性が想定される場合。



注意

取り扱いを誤った場合に、危険な状態が起こりえて、中程度の傷害や軽傷を受ける可能性が想定される場合、および物損的損害が想定される場合。

なお、 **注意** に記載した事項でも、状況によっては重大な結果に結びつく可能性があります。いずれも重要な内容が記載されていますので、必ず守って下さい。

●記号の説明



・  記号は、危険・注意を促す内容がある事を告げるものです。図の中に具体的な注意内容が記載されています。



禁止

記号は、禁止の行為であることを告げるものです。



指示

記号は、行為を強制したり、指示したりする内容を告げるものです。図の中や近傍に具体的な指示内容が記載されています。

（右図の場合は2点吊り）



2点吊り

※ お読みになった後は、お使いになる方がいつでもご覧になれるところに必ず保管して下さい。

1. 取り扱い全般について

 危 険	
<ul style="list-style-type: none">●取扱説明書、および注意タグまたは注意銘板の内容を熟知しない人は使用しないで下さい。●法定資格のない人は、絶対にクレーン操作、玉掛け作業をしないで下さい。（クレーン等安全規則第221条・第222条）●吊り上げ運搬中や反転作業中には、吊り荷の落下、転倒範囲内に立ち入らないで下さい。（クレーン等安全規則第28条・第29条）●玉掛け作業以外には、使用しないで下さい。	 禁止
<ul style="list-style-type: none">●作業開始前の点検や定期点検を必ず実施して下さい。（クレーン等安全規則第217条・第220条）	 指示

2. 作業前の確認について

 危 険	
<ul style="list-style-type: none">●作業方法に適合しないクランプは、使用しないで下さい。●クランプの変形、亀裂、作動不良、摩耗など異常のあるものは使用しないで下さい。●吊り荷の条件が次の場合は、クランプを使用しないで下さい。（ぜい性材、高硬度材、および低硬度材や強度の著しく低い材料、つかみ部の勾配が抜け勝手に8°を超える部材）	 禁止
<ul style="list-style-type: none">●クランプ本体に表示された型式、最大容量、クランプ範囲、定期点検済表示を確認して下さい。●吊り荷の荷重が、使用するクランプの最大容量の許容範囲内であること。●吊り荷の板厚が、使用するクランプのクランプ範囲内であること。	 指示
 注 意	
<ul style="list-style-type: none">●環境の条件が次の場合は、クランプを使用しないで下さい。（吊り荷の温度が150℃以上の高温、および-20℃以下の低温、酸・アルカリ等の溶液中、および雰囲気中）	 禁止
<ul style="list-style-type: none">●クランプに使用するスリングは、玉掛け作業に適合したものを使用して下さい。	 指示

3. 使用方法と玉掛け作業について

 危険	
<ul style="list-style-type: none"> ●1点吊りで、クランプを使用しないで下さい。 ●クランプで、次のような吊り方は使用しないで下さい。(重ね吊り、当て物吊り、段吊り、共吊り、および横つかみ吊り) ●クランプで、鋼矢板の引き抜き、およびそれらの立吊り作業をしないで下さい。 ●強風時、危険が予想される場合は、クランプを使用しないで下さい。 ●油圧ショベルでは、クランプを使用しないで下さい。 (玉掛け作業に適したフック等を装備した場合は、「労働安全衛生規則第164条」および「労働基準局通達基発 542号」によること。) 	 禁止
<ul style="list-style-type: none"> ●クランプの取り付けは、2個以上のクランプでバランスを保つ位置に取り付け、吊り荷の安定を図るようにして下さい。 	 2点吊り
<ul style="list-style-type: none"> ●クランプの吊り角度、および掛け幅角度は、型式にあった規定の角度以内であること。 ●クランプの開口部の奥まで、差し込んで下さい。 ●ロック装置付きのクランプを使用する場合は、必ずロックを掛けて使用して下さい。 	 指示
 注意	
<ul style="list-style-type: none"> ●吊り荷のつかみ部に、油、塗料、スケール、サビ等の付着物がある場合は、使用しないで下さい。 ●クランプを投下したり、引きずったりしないで下さい。 	 禁止

4. クレーンの操作について

 危険	
<ul style="list-style-type: none"> ●クランプの基本使用荷重を越える吊り荷は、絶対に吊らないで下さい。 ●吊り荷やクランプに、衝撃荷重が働くようなクレーン操作はしないで下さい。 ●クランプで吊った荷に、人は乗らないで下さい。また、人の乗る用途には、絶対に使用しないで下さい。 ●クランプで、地球吊りをしないで下さい。 ●吊り荷を吊り上げ中に、クランプのロックを開放しないで下さい。 ●吊り荷から取り外したクランプを、再度吊り荷に引っ掛けたり、隣接の部材に当てたりしないで下さい。 	 禁止

<ul style="list-style-type: none"> ●クレーンで巻き上げる時、吊り環に荷重が掛かった時点で、一旦停止して、安全確認(差し込み深さ、ロック状態)をして下さい。 ●着地前に一旦停止して、次の事項を確認して下さい。(吊り荷の傾き、転倒、および着地場所とその周辺の安全確保) 	 指示
 注 意	
<ul style="list-style-type: none"> ●吊り荷を引きずるようなクレーン操作はしないで下さい。 ●クランプで吊り荷を吊ったまま、クレーン(巻き上げ機等)の運転位置から離れないで下さい。 	 禁止
<ul style="list-style-type: none"> ●クレーンの巻き上げ・巻き下げは、静かに丁寧に行って下さい。 	 指示

5. 保守点検・保管・改造について

 危 険	
<ul style="list-style-type: none"> ●クランプ、および付属品の改造は、絶対にしないで下さい。 ●クランプ、および付属品に溶接、加熱などをしないで下さい。 ●当社純正部品以外は、絶対に使用しないで下さい。 ●修理が必要なクランプは、別の場所に保管し、誤って使用されないようにして下さい。 	 禁止
<ul style="list-style-type: none"> ●保守点検、修理は、事業者が定めた専門知識のある人が行って下さい。 ●保守点検で異常があった時は、そのまま使用せず、ただちに補修、または廃棄して下さい。 ●クランプの可動部、カム、パッド等にかみ込んだ塗料・汚泥等を除去して下さい。 	 指示
 注 意	
<ul style="list-style-type: none"> ●保守点検、修理をする時は、必ず空荷(吊り荷がない)の状態で行って下さい。 ●保守点検、修理をする時は、点検作業中の表示(『点検中』など)を必ず行って下さい。 ●クランプの回転部分(ピン回り)・ガイド溝等、摺動部に必ず注油して下さい。 ●クランプは必ず室内に保管して下さい。 	 指示

【ご 注 意】 分解・組み立てに伴う検査項目・点検基準は、取扱販売店、または当社営業所までご用命下さい。

U字溝吊クランプ (オート内張型) BUC1000A

■用 途

鉄筋コンクリートU形・落蓋式U形・ベンチフリュームなどの吊り上げ運搬に最適な専用クランプです。

■特 長

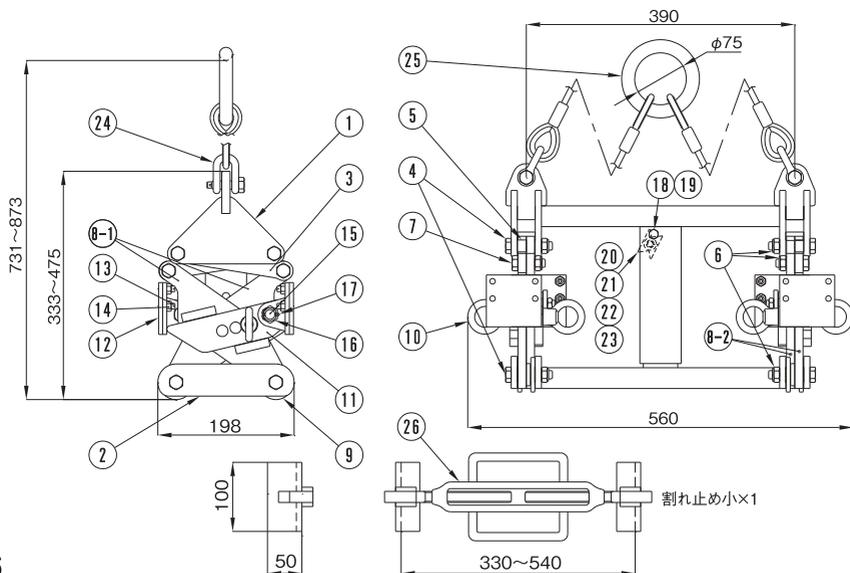
1. 内張型ですので、クランプが水系に接触せず、水系を張ったまま敷設工事が出来ます。
2. 片側にブロック・壁などの障害物のある場合でも使用出来ます。
3. オート(自動着脱)式ですので、作業のスピード化が図れます。
4. 本体下部のローラーにより、自動でクランプ位置の調整を行います。
5. クランプ範囲が広く、調節プレートの差し換えにより、簡単にクランプ範囲の調整が出来ます。
6. 別売の調節プレート(ミドル・ロング)に交換することで、クランプ範囲を最大600mmまで調整出来ます。
7. パッドにはスパイク機構を採用しており、吊り荷を確実にクランプします。
8. パッドには特殊ゴムを採用しており、スパイクを引っ込めることで無傷パッドとしてもご使用可能です。

■仕 様

●標準仕様

品 番	容 量 (kg)	クランプ範囲(mm) 調節プレートショート(標準装備)		質 量 (kg)	
		U字溝呼び			
BUC1000A	1,000	シ	①段目210~250	240・250	26
		ョ	②段目250~290	300	
		ー	③段目290~330	—	

※クランプ範囲はU字溝の内側壁面同士が平行の場合
※U字溝呼びはJIS A5372のU字溝



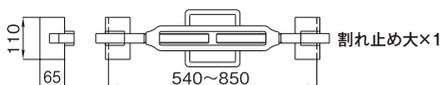
●別売部品装着時の仕様

部品品番	容量 (kg)	クランプ範囲 (mm) 別売調節プレート		U字溝呼び	質量 (kg)
BUC1000A ミドルセット	1,000	ミドル	①段目320~360	350・360	28
			②段目360~400	400	
			③段目400~440	450	
			④段目440~480	500	
BUF1000A ミドル・ロング セット	1,000	ミドル	①段目320~360	350・360	28
			②段目360~400	400	
			③段目400~440	450	
			④段目440~480	500	
		ロング	①段目480~520	500	31
			②段目520~560	600	
			③段目560~600	—	

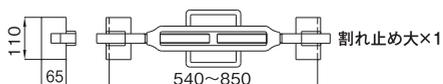
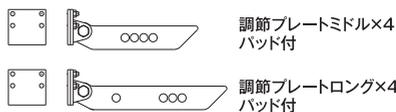
※クランプ範囲はU字溝の内側壁面同士が平行の場合
※U字溝呼びはJIS A5372のU字溝

〈セット内容〉

BUM1000Aミドルセット



BUF1000Aミドル・ロングセット



番号	部品名称	部品記号	数量
※1	吊フック部	—	—
2	底板部	BUCA1000A	1
3	リンク	BUCB1000A	4
4	六角ボルトA	BUC1000A	8
5	カラー	BUCD1000A	4
6	UナットA	BUCE1000A	12
7	六角ボルトB	BUCG1000A	4
8・1・2	爪L・R	BUCH1000A	各2
9	ローラー	BUCI1000A	4
10	アイナット	BUCJ1000A	4
11	調節プレートショート	BUCK1000A	4
12	パッド	BUCL1000A	4
13	スパイク	BUCN1000A	16
14	六角ナット		16

番号	部品名称	部品記号	数量
15	六角ボルトC	BUCO1000A	4
16	溝付きナット	BUCP1000A	4
17	割りピン	BUCQ1000A	4
18	六角ボルトD	BUCR1000A	1
19	UナットB	BUCS1000A	1
20	切替え爪	BUCT1000A	1
21	切替え爪用ピン		1
22	ばね		2
23	座金		2
24	シャックル	BUCU1000A	2
25	リング・ワイヤ	BUCV1000A	1
26	割れ止め 小	BUCW1000A	1

※1 吊フック部刻印入りの部品販売はできません。

■取り扱いについて

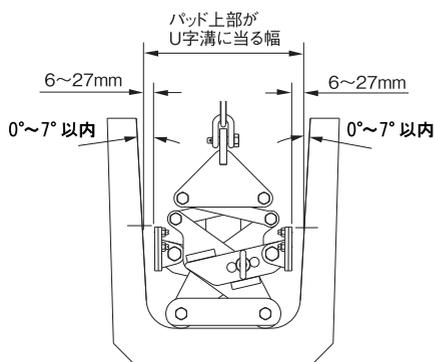
1. 操作方法

(1) 使用されるU字溝の幅に合わせて、U字溝吊クランプ（以下クランプ）の調節プレートを差し換え（または別売部品と交換し）、クランプ範囲を調節して下さい。

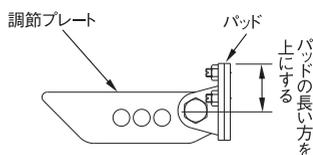
●JIS規格のU字溝の場合、調節プレート取り付け位置については、P.6～7の仕様をご参照下さい。

●JIS規格以外のU字溝の場合、調節プレート取り付け位置は、U字溝内側壁面からパッド上部までの距離が両サイドそれぞれ、標準品装備 調節プレートショートの場合 6～27mm に収まる位置に取り付けて下さい。（別売の調節プレートミドル・ロングの場合 6～30mm）

※取り付け位置を誤りますとU字溝が滑り落ちる危険があります。



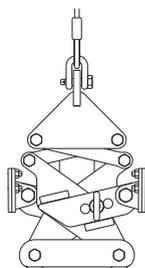
調節プレートの取り付け方向に注意して下さい。



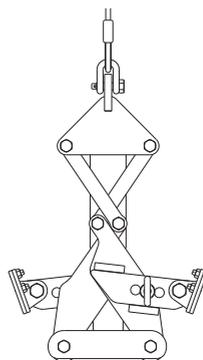
注:1) U字溝の内側壁面の傾きが7°を超えるU字溝には使用できません。

2) 差し換え及び交換は、4ヶ所同時に行い、各アイナットは充分に締め付けて下さい。

(2) クランプをクレーンフックに掛け一旦 吊り上げ、下図の開放状態になっているかを確認して下さい。なっていない場合は、クランプのワイヤが緩むまでクレーンフックを巻き下げて着地させて下さい。再度吊り上げると開放状態になります。

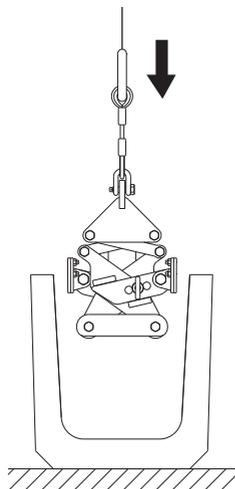


開放状態

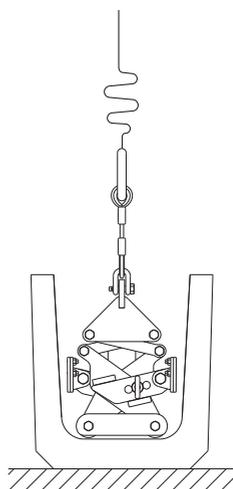


開放状態になっていない
(吊上状態)

- (3) 開放状態にしたクランプを、U字溝の重心位置に移動し、ワイヤロープが緩むまでクレーンフックを巻き下げ、U字溝の最下部に着床させます。



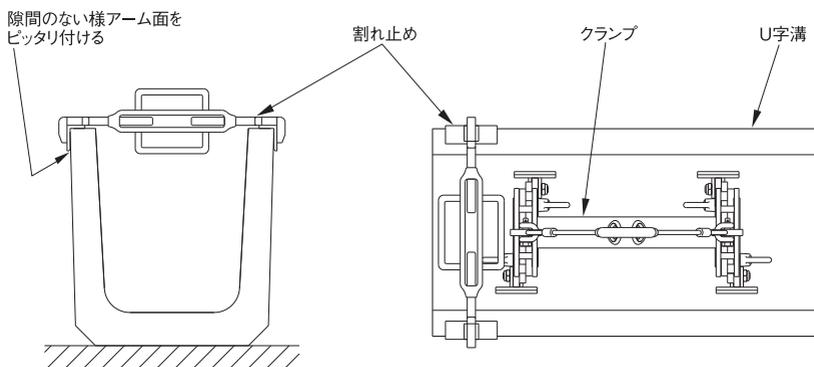
開放状態でゆっくり最下部に着床させる。



ワイヤロープが完全に緩んだ状態

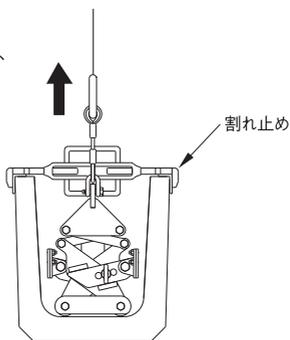
注:U字溝の内側壁面に、水・油・砂・泥・氷／雪等の異物付着が無いかを確認して下さい。
異物がある場合、それを取り除いてから使用して下さい。

- (4) 割れ止めをクランプのすぐ横にセットして下さい。この時、割れ止めのアーム面がピッタリとU字溝に付くように、しっかりと締め込んで下さい。



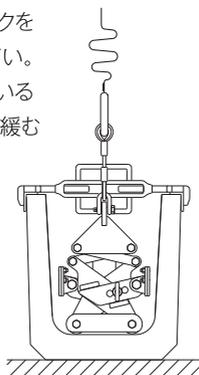
注:割れ止めは必ず使用して下さい。
割れ止めを使用せずに吊り上げた場合、U字溝が割れ事故の原因となります。

- (5) クレーンフックを巻き上げて下さい。
クランプが自動的にU字溝をつかみ、
吊り上げます。

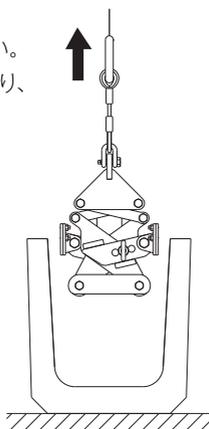


- (6) 必ずU字溝が安定しているかを確認した後、目的地に移動させて下さい。

- (7) 目的地に移動した後、クレーンフックを
巻き下げ、U字溝を着地させて下さい。
U字溝が安定した状態で着地している
かを確認し、ワイヤロープが完全に緩む
まで下げて下さい。



- (8) クレーンフックを巻き上げて下さい。
クランプが自動的に開放状態となり、
クランプのみ吊り上がります。



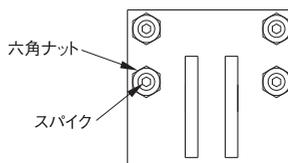
- (9) 同じ作業を行う場合は、操作方法(3)より繰り返しご使用下さい。

2. 部品の交換方法

(1) スパイクの調整／交換方法

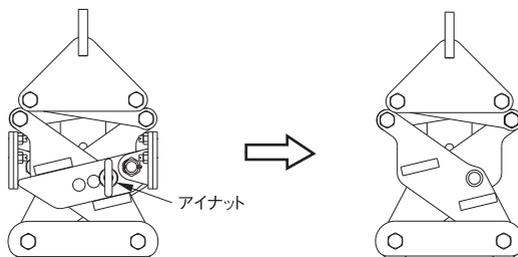
パッドを無傷パッドとしてご使用される場合、又はスパイクが摩耗した場合、スパイクを調整又は交換する必要があります。

- ① 六角ナットを緩め、六角レンチ又はマイナスドライバー等でスパイクを回し、調整又は交換して下さい。
- ② 六角ナットを締め付けて下さい。

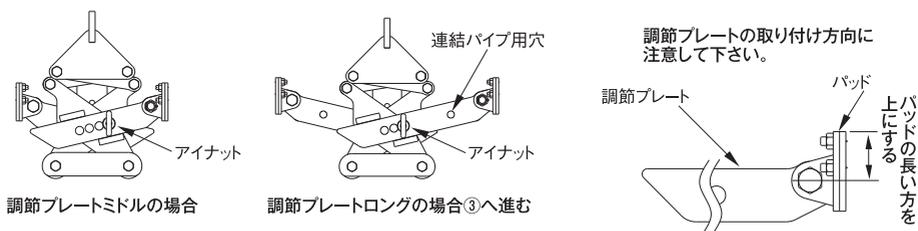


(2) 調節プレート(別売)の交換方法

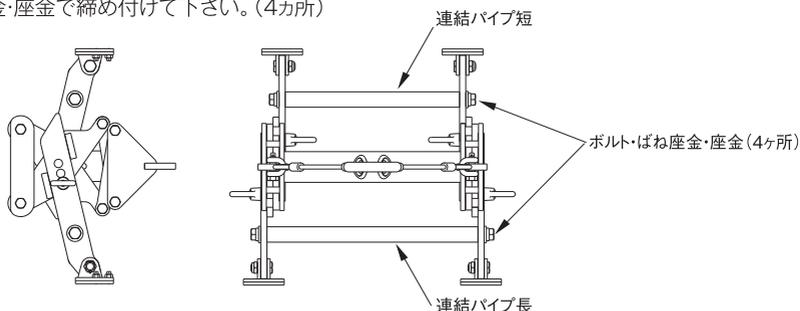
- ① アイナットを緩め標準装備の調節プレート(ショート)を取り外して下さい。(4カ所)



- ② 交換する調節プレート(ミドル又はロング)を取り付け、アイナットを締め付けて下さい。(4カ所)

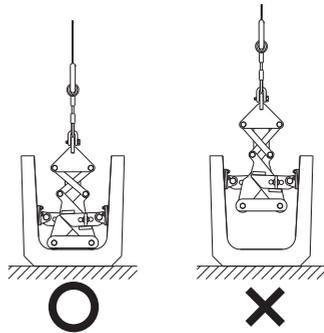
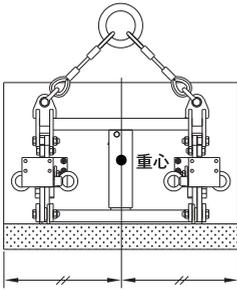


- ③ 調節プレートロングの場合、調節プレート取り付け後、連結パイプ短と長を付属のボルト・ばね座金・座金で締め付けて下さい。(4カ所)

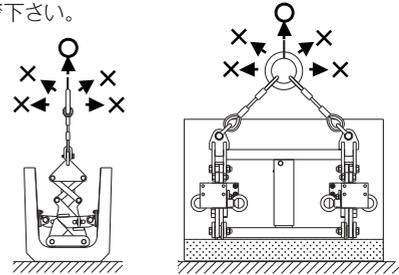
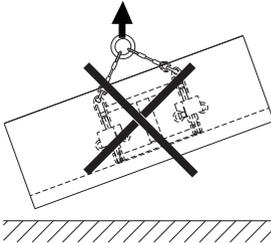


⚠ 作業上の注意

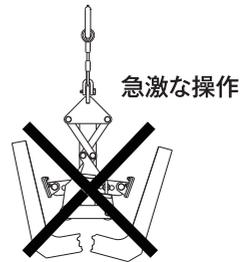
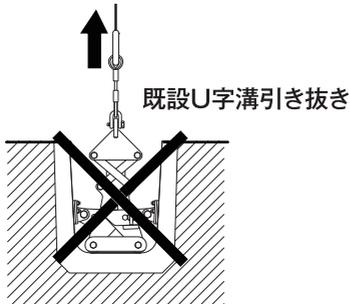
- ◆クランプセット位置は必ず中央、U字溝の重心を吊り上げて下さい。また、クランプは必ず最下部にセットして下さい。



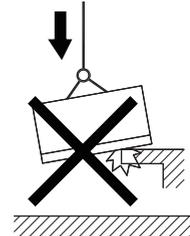
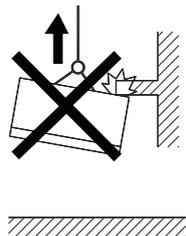
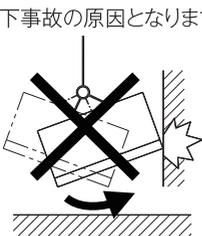
- ◆重心のずれた吊り方、斜め吊り、横引き等はしないで下さい。



- ◆既設U字溝の引き抜きや、急激なショック操作はしないで下さい。(急激な操作はクランプの破損やU字溝の破損・落下事故の原因となります。)



- ◆吊り上げ移動中、本体及びU字溝を他の物に当てたり引っ掛けたりしないで下さい。(ワイヤロープが緩み、落下事故の原因となります。)





注意

- ◆ 使用前には必ず、パッドの摩耗・破損及びその他、各部に異常がないか確認・点検を行って下さい。
- ◆ コンクリート二次製品以外の物には使用しないで下さい。
- ◆ 最大容量以内で使用して下さい。
- ◆ クランプ範囲内で使用して下さい。
- ◆ 吊り荷が落ちる恐れのある区域内には立ち入らないで下さい。
- ◆ 吊り荷やクランプに衝撃を与えないで下さい。
- ◆ 吊り荷を急激に移動、又は急停止させないで下さい。
- ◆ 養生中のコンクリート二次製品には使用しないで下さい。
- ◆ 改造しないで下さい。加熱・加工などをした場合は、著しく品質（強度）の低下を招きます。
- ◆ パッド及び吊り荷に水・油・砂・泥・氷・雪などの異物が付着している状態で使用しないで下さい。必ず吊り荷より取り除いてご使用下さい。

その他

1.補修部品・修理のお問い合わせについて

補修部品・修理を必要とされる場合は、本クランプの使用を中止し、その旨、裏表紙の（株）スーパーツールの各支店・営業所迄ご連絡下さい。

2.賠償責任保険について

本クランプは通常の使用条件の下で、品質上の欠陥により発生した損害に対して賠償金をお支払いできる保険に加入致しております。（ただしその範囲は保険金額内となります。）

以下の場合、保険の対象となりませんのでご注意ください。

（1）最大容量以上の吊り荷を吊り上げた場合。

（2）取り扱い上のミスまたは使用者独自の方法による修理改造などを行った場合。

なお、本クランプに添付されている生産物賠償責任保険登録書（返信はがき）に所定の項目を記入の上、必ずクランプ使用前に郵便ポストへ投函して下さい。

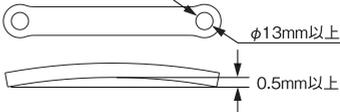
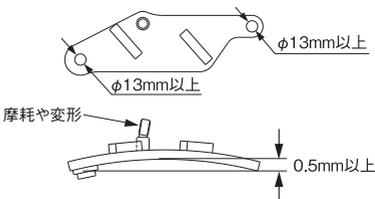
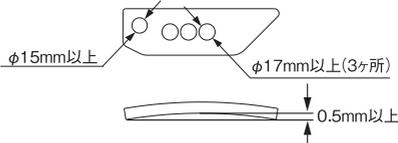
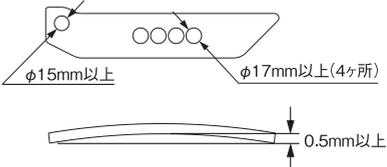
日常点検

作業の安全と能率低下を防ぐため、日常の点検と手入れを実施して下さい。

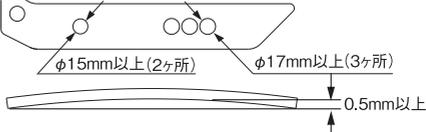
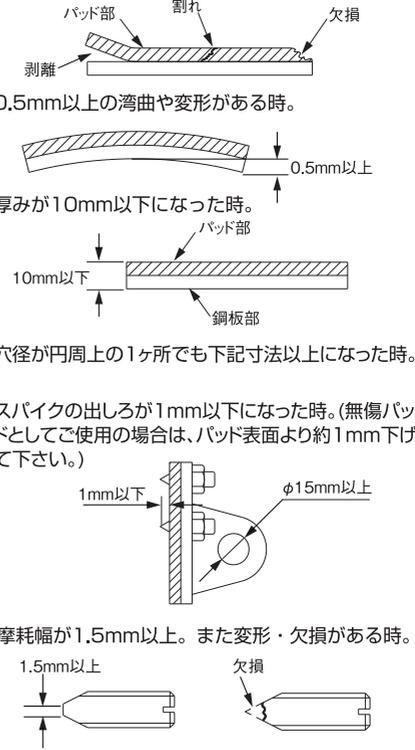
1. リングやワイヤロープに異常が無いか。
2. 本体や溶接部に傷・割れなどの破損が無いか。
3. ボルト・ナット・割りピン等の取り付け状態は良いか。
4. パッド・スパイクの摩耗や欠損が無いか。
5. 各部の作動及び注油の状態は良いか。
6. その他点検基準を参照して下さい。

点検基準

項目	点検方法	使用限界	処置								
リング・ワイヤ	<ul style="list-style-type: none"> ●きず・割れ・索線切れ・錆がないか。(目視またはカラーチェック) ●摩耗や変形がないか。(測定具) ●キンクを起こしていないか。(目視) 	<p>(JIS規格点検基準に準じて下さい。)</p>	取替								
シャックル	<ul style="list-style-type: none"> ●きず・割れがないか。(目視またはカラーチェック) ●吊り上げ部が摩耗していないか。(測定具) ●ボルト穴の摩耗や変形がないか。(測定具) 	<ul style="list-style-type: none"> ●基準寸法より1mm以上の摩耗や変形がある時。 	取替								
吊フック部	<ul style="list-style-type: none"> ●ボルト穴の摩耗や変形がないか。(測定具) ●湾曲や変形がないか。(目視または測定具) 	<ul style="list-style-type: none"> ●穴径が円周上の1ヶ所でも下記寸法以上になった時。 ●1.5mm以上の湾曲や変形がある時。 	廃却								
底板部	<ul style="list-style-type: none"> ●ボルト穴の摩耗や変形がないか。(測定具) ●湾曲や変形がないか。(目視または測定具) 	<ul style="list-style-type: none"> ●穴径が円周上の1ヶ所でも下記寸法以上になった時。 ●1mm以上の湾曲や変形がある時。 	取替								
各ボルト・ナット・割りピン	<ul style="list-style-type: none"> ●ボルト軸部の摩耗がないか。(測定具) ●湾曲や変形がないか。(目視または測定具) ●ナット・割りピンの取り付け状態はよいか。(目視) 	<ul style="list-style-type: none"> ●軸部直径が円周上の1ヶ所でも下記表中の寸法以下になった時。 ●0.5mm以上の湾曲や変形がある時。 ●外れていたり、緩んでいる時。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>ねじサイズ</th> <th>M8</th> <th>M12</th> <th>M14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D(mm)</td> <td>7.5</td> <td>11.5</td> <td>13.5</td> </tr> </tbody> </table>	ねじサイズ	M8	M12	M14	D(mm)	7.5	11.5	13.5	取替 締付調整
ねじサイズ	M8	M12	M14								
D(mm)	7.5	11.5	13.5								

項目	点検方法	使用限界	処置
リンク	<ul style="list-style-type: none"> ●ボルト穴の摩耗や変形がないか。(測定具) ●湾曲や変形がないか。(目視または測定具) 	<ul style="list-style-type: none"> ●穴径が円周上の1ヶ所でも下記寸法以上になった時。 ●0.5mm以上の湾曲や変形がある時。 	取替
爪	<ul style="list-style-type: none"> ●きず・割れがないか。(目視またはカラーチェック) ●ボルト穴の摩耗や変形がないか。(測定具) ●湾曲や変形がないか。(目視または測定具) ●支持ピンに摩耗や変形がないか。(目視または測定具) 	<ul style="list-style-type: none"> ●目視等で確認された時。 ●穴径が円周上の1ヶ所でも下記寸法以上になった時。 ●0.5mm以上の湾曲や変形がある時。 ●目視等で確認された時。 	廃却
※調節プレート ショート(標準装備)	<ul style="list-style-type: none"> ●きず・割れがないか。(目視またはカラーチェック) ●ボルト穴の摩耗や変形がないか。(測定具) ●湾曲や変形がないか。(目視または測定具) 	<ul style="list-style-type: none"> ●目視等で確認された時。 ●穴径が円周上の1ヶ所でも下記寸法以上になった時。 ●0.5mm以上の湾曲や変形がある時。 	取替
※調節プレート ミドル	<ul style="list-style-type: none"> ●きず・割れがないか。(目視またはカラーチェック) ●ボルト穴の摩耗や変形がないか。(測定具) ●湾曲や変形がないか。(目視または測定具) 	<ul style="list-style-type: none"> ●目視等で確認された時。 ●穴径が円周上の1ヶ所でも下記寸法以上になった時。 ●0.5mm以上の湾曲や変形がある時。 	取替

※印の部品は、別売部品

項目	点検方法	使用限界	処置
※調節プレート ロングプレート	<ul style="list-style-type: none"> ●きず・割れがないか。(目視またはカラーチェック) ●ボルト穴の摩耗や変形がないか。(測定具) ●湾曲や変形がないか。(目視または測定具) 	<ul style="list-style-type: none"> ●目視等で確認された時。 ●穴径が円周上の1ヶ所でも下記寸法以上になった時。 ●0.5mm以上の湾曲や変形がある時。 	取替
※連結パイプ 短・長	<ul style="list-style-type: none"> ●湾曲や変形がないか。(目視または測定具) 	<ul style="list-style-type: none"> ●1mm以上の湾曲や変形がある時。 	取替
パッド	<ul style="list-style-type: none"> ●パッドの割れや欠損・剥離などがないか。(目視) ●湾曲や変形がないか。(目視または測定具) ●ゴムパッドの摩耗がないか。(目視または測定具) ●ボルト穴の摩耗や変形がないか。(測定具) ●スパイクの出しろは適正か。(測定具) ●スパイクの摩耗や変形・欠損がないか。(目視または測定具) 	<ul style="list-style-type: none"> ●目視にて割れや欠損・剥離を確認した時。 ●0.5mm以上の湾曲や変形がある時。 ●厚みが10mm以下になった時。 ●穴径が円周上の1ヶ所でも下記寸法以上になった時。 ●スパイクの出しろが1mm以下になった時。(無傷パッドとしてご使用の場合は、パッド表面より約1mm下げて下さい。) ●摩耗幅が1.5mm以上。また変形・欠損がある時。 	取替 締付調整 取替
オート部	<ul style="list-style-type: none"> ●吊フック部を上下させてオート(自動着脱)機構が正常に作動するか。 ●取り付け状態はよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ●開放状態、吊上状態の繰り返しの作動をしない場合。 ●六角ボルトDが外れていたり、緩んでいる時。 	取替 締付調整

※印の部品は、別売部品

U字溝吊クランプ(オート内張型)BUC1000A 定期自主点検記録

品番: BUC1000A 最大容量: 1,000kg 製造番号: _____ 使用開始日: 年 月 日

点検要領は前頁の点検基準を参考に行ってください。

点検年月日	点検部品名称													総合判定(○・×)	点検者印						
	リング・ワイヤ	シャックル	吊フック部	底板部	各ホルト	各Uナット	溝付ナット	割リピン	アイナット	カラー	リンク	爪	調節プレートシヨート			※調節プレートミドル	※調節プレートロング	※連結ハイフ短長	ハット	オート部	割れ止め(小)
年 月 日																					
年 月 日																					
年 月 日																					
年 月 日																					
年 月 日																					
年 月 日																					
年 月 日																					
年 月 日																					
年 月 日																					
年 月 日																					
年 月 日																					
年 月 日																					
年 月 日																					
年 月 日																					
年 月 日																					
年 月 日																					
年 月 日																					
年 月 日																					
年 月 日																					
年 月 日																					
年 月 日																					
年 月 日																					
年 月 日																					
年 月 日																					
年 月 日																					
年 月 日																					

記号	点検内容
レ	点検して異常がなかった
T	締付整備をして異常がなかった
L	注油をして異常なし
C	清掃をして異常なし
○	部品を交換して異常なし
×	使用限界を超えている

- 月に一度は定期点検を行ってください。
- 上記表中の各部品の点検の結果、左表の該当する点検内容の記号を書込んで下さい。
- 点検の結果、各部品に1つでも×の項目があった場合、総合判定は×として下さい。その場合、クランプの使用は出来ません。(×の項目を修理してから再度点検を行い総合判定で○となった後、使用を再開して下さい)

株式
会社

スーパーツール

ホームページ

お問い合わせ、ご相談はフリーダイヤル ハロスール(ローグ)

お客様相談室 ☎ 0120-86-4859

<http://www.supertool.co.jp/>

- | | | | | |
|--------------------------|-----------------|-------------------------------|---------------------|------------------|
| <input type="checkbox"/> | 本社・工場 〒599-8243 | 大阪府堺市中区見野山158番地 | TEL.072-236-5521(代) | FAX.072-236-5785 |
| <input type="checkbox"/> | 大阪支店 〒599-8243 | 大阪府堺市中区見野山158番地 | TEL.072-236-5526(代) | FAX.072-236-3817 |
| <input type="checkbox"/> | 東京支店 〒142-0041 | 東京都品川区戸越3丁目4-18
ゴールドステージビル | TEL.03-5750-2341(代) | FAX.03-5750-2347 |
| <input type="checkbox"/> | 名古屋支店 〒460-0026 | 名古屋市中区伊勢山1丁目2-4 | TEL.052-323-0701(代) | FAX.052-323-0720 |
| <input type="checkbox"/> | 札幌 〒003-0029 | 札幌市白石区平和通3丁目北4-20 | TEL.011-864-3581 | FAX.011-864-3590 |
| <input type="checkbox"/> | 仙台 〒984-0831 | 仙台市若林区沖野2丁目8-5 | TEL.022-294-1922 | FAX.022-285-1513 |
| <input type="checkbox"/> | 新潟 〒950-0855 | 新潟市東区江南2丁目6-2 | TEL.025-287-5353 | FAX.025-287-6003 |
| <input type="checkbox"/> | 広島 〒733-0012 | 広島市西区中広町2-14-27 | TEL.082-293-5570 | FAX.082-293-5531 |
| <input type="checkbox"/> | 福岡 〒812-0016 | 福岡市博多区博多駅南3-10-23 | TEL.092-431-1897 | FAX.092-431-1909 |